

登録販売者が動物用医薬品販売業（動物用医薬品特例店舗販売業を除く）の管理者になる場合は以下の要件のいずれかに該当する必要があります。

1 店舗販売業、配置販売業

- (1) 過去5年間のうち薬局、店舗販売業（動物用医薬品特例店舗販売業を除く。）又は配置販売業において、薬剤師又は登録販売者以外の者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間並びに登録販売者として業務に従事した期間（（2）において「従事期間」という。）が通算して2年以上の者。
- (2) 従事期間が通算して1年以上であって、店舗管理者又は区域管理者としての業務の経験がある者。
- (3) 都道府県知事が（1）又は（2）に掲げる者と同等以上の経験を有すると認める者で、次のいずれかに該当する者。
- ア 店舗販売業：人用の店舗販売業の店舗管理者の資格を有する者
 - イ 配置販売業：人用の配置販売業の区域管理者の資格を有する者
 - ウ 過去5年間のうち薬局、店舗販売業（動物用医薬品特例店舗販売業を除く。）もしくは配置販売業又は人用の薬局、店舗販売業もしくは配置販売業において薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間並びに登録販売者として業務（店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。）に従事した期間が通算して2年以上の者

2 卸売販売業

- (1) 過去5年間のうち薬局、店舗販売業（動物用医薬品特例店舗販売業を除く。）、配置販売業又は卸売販売業において、薬剤師又は登録販売者以外の者として薬剤師又は登録販売者以外の者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間並びに登録販売者として実務（店舗管理者、区域管理者又は医薬品営業所管理者としての業務を含む。）に従事した期間（以下（2）において「従事期間」という。）が通算して2年以上の者
- (2) 従事期間が通算して1年以上であって、店舗管理者、区域管理者又は医薬品営業所管理者としての業務の経験がある者
- (3) 都道府県知事が（1）又は（2）に掲げる者と同等以上の経験を有すると認める者で次に該当する者。

ア 過去5年間のうち薬局、店舗販売業(動物用医薬品特例店舗販売業を除く。)、配置販売業もしくは卸売販売業又は人用の薬局、店舗販売業もしくは卸売販売業において薬剤師又は登録販売者として業務(店舗管理者、区域管理者又は医薬品営業所管理者としての業務を含む。)に従事した期間が通算して2年以上の者。